

# 大館市木造住宅耐震改修工事補助事業

地震による木造住宅の倒壊等による被害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、耐震診断結果で「倒壊する可能性がある」と診断された木造住宅の耐震改修を行うかたに対し、その工事費用の一部を補助します。

## 補助対象となる住宅

大館市内にある、以下の全てにあてはまる住宅を対象とします。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅（住宅部分面積が1/2以上のもの）、当該住宅で昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに増築をした場合にあっては、その面積が既存部分の1/2以内のもの
- ② 木造在来軸組み工法で建築したもの
- ③ 耐震診断を実施した結果、総合評点が1.0未満である住宅
- ④ 改修後の総合評点が1.0を上回る設計に基づき、耐震改修技術者が工事監理を行うもので、市内の建設業者が施工するもの
- ⑤ 過去に補助金又は助成金を受けて耐震改修工事等を実施していないこと

## 補助対象者

大館市内に住所を有するかたで、次のいずれかのかた。

- ① 自己所有で自己が居住する対象住宅の耐震改修工事をするかた
- ② 同居する親又は子が所有し、自ら居住する住宅の耐震改修工事をするかた
- ③ 親又は子が所有し、その親又は子が居住する住宅の耐震改修工事をするかた
- ④ 自己が所有し、親又は子が居住する住宅の耐震改修工事をするかた

※前年度までの市税に滞納がある場合は補助対象になりません

## 募集期間

令和8年4月9日（木）から 先着2戸

※締め切りは、令和8年12月25日（金）まで

（令和9年3月12日（金）までに事業を完了していただく必要があります。）

注）申請が多数の場合、期間内でも募集を打ち切らせていただくことがあります。

## 補助率

**耐震改修工事費の23%（上限30万円）**（千円未満切捨て）

※大館市住宅リフォーム支援事業の補助金を併せて利用することもできます。

## 事前相談

補助対象事業として取り扱うための条件等を確認する必要があるため、工事に着手する前に耐震改修工事の設計図書をご持参のうえ、事前に相談にお越しくください。代理人（建設業者及び設計事務所）により手続きを行う場合は委任状を提出してください。

相談先：大館市役所建設部建築住宅課 営繕係 電話0186-43-7084

## 申込み

事前相談後、本事業の対象になると判断された場合は申込書に必要書類を添えて裏面の申し込み・問い合わせ先へ提出してください。

## 事業の詳細について

別紙の「大館市木造住宅耐震改修工事補助事業のフロー」及びホームページをご覧ください。

## 申込書の添付書類について

申込書は事前相談の際に建築住宅課営繕係にてお渡しします。

申込書に必要事項記入の上、次の書類を添付して建築住宅課営繕係へ申込みをしてください。

- ① 対象住宅に係る固定資産税課税証明書（当該年度又は前年度の発行のもの）の写し
- ② 耐震改修工事に要する費用が分かる見積書
- ③ 耐震診断士が行った耐震診断の結果報告書の写し
- ④ 耐震改修技術者が作成した耐震改修設計に係る設計図書
- ⑤ 対象住宅の全景写真（特別な事情を除き、4方向から撮影したもの）
- ⑥ 交付を受けようとする者と対象住宅の所有者が異なる場合には、関係がわかる戸籍謄本
- ⑦ 耐震診断実施等に関する協力及び市税納付照会の同意書

## 申込み・問い合わせ

大館市役所建設部 建築住宅課 営繕係  
住 所：大館市比内町扇田字新大堤下93-6  
(比内総合支所1階)

電 話：0186-43-7084

F A X：0186-55-1018

